

合併協議会だより

第1号

発行：阿智村・清内路村合併協議会 〒395-0303 下伊那郡阿智村駒場483番地 阿智村役場内
 電話 0265-43-2220 FAX 0265-43-3940 ホームページ：http://amalgama.seinaiji.jp/



合併協議会設置協議書調印式の後、協議会の看板を掲げる
 岡庭阿智村長、櫻井清内路村長、岩崎下伊那地方事務所長

阿智村・清内路村合併協議会を設置 第1回合併協議会を開催

6月16日、阿智村役場において、阿智村・清内路村合併協議会の設置協議書に、岡庭一雄阿智村長と櫻井久江清内路村長が調印し、法定の合併協議会を設置しました。引き続き、1回目の合併協議会を開催し、来年3月の合併を目指すスケジュールや、任意合併協議会で協議された内容の確認など、両村の合併に向けた協議が始められました。

6月10日に両村の議会において合併協議会の設置が議決されたことを受け、両村長の調印により、法定の合併協議会が設置されました。

両村長の調印に引き続き、第1回阿智村・清内路村合併協議会が開催され、協議会の各種規程・要領の制定、任意合併協議会で協議された内容（4～10ページ）や今後のスケジュール（2ページ）の確認を行い、来年3月の合併に向けた協議がスタートしました。

今後は定期的に協議会を開催し、現在「新しい村づくり会議」で検討が進められている合併市町村基本計画の策定や、合併協議項目・事務事業一元化協議を行います。協議の状況などについては、「合併協議会だより」やホームページなどで随時情報の提供を行います。

協議会は、左表のとおり構成され、岡庭阿智村長が会長、櫻井清内路村長が副会長を務めます。

職名等	阿智村	清内路村
村長	岡庭 一雄	櫻井 久江
副村長・統括参事	佐々木 幸仁	野村 健司
議会議長	小笠原 啓次	原 登美彦
議会副議長	増田 勝彦	原 利正
識見委員	原 旦頼	櫻井 弘志
	田中 三男	原 和信
	高間 むつみ	小池 かおり
	原 拓伸	櫻井 信和

合併協議会だより目次

- 合併協議会設置…………… 1
- 合併協議会設置までの経過
 今後のスケジュール…………… 2
- 阿智村住民意向調査
 清内路村住民投票結果…………… 3
- 任意合併協議会一元化協議結果…………… 4～10
- 阿智村・清内路村の財政のすがた…………… 11
- 阿智村・清内路村の合併後の財政状況(試算)…………… 12～13
- 合併構想策定の申入れ・新しい村づくり会議・お知らせ…………… 14

合併協議会設置までの経過

年 月 日	会議名・内容等
平成20年 2月13日	第1回 阿智村・清内路村任意合併協議会
3月3日	第2回 阿智村・清内路村任意合併協議会
7日	両村長、議長が、長野県知事に合併に関する支援要請
7日	両村公民館主催による「合併を考える意見交換会」開催
13日	第3回 阿智村・清内路村任意合併協議会
15日	第1回 新しい村づくり会議
17・19日	両村議会共同全員協議会
27日	第4回 阿智村・清内路村任意合併協議会
4月9～14日	清内路村で、合併協議住民説明会を開催（6回）
23日	清内路村公民館主催による「村の合併を考える意見交換会」開催
19日～5月1日	阿智村が村内50地区で、住民説明会を開催
5月4日	清内路村で、合併の賛否を問う住民投票
7～16日	阿智村で、7つの自治会ごとに住民懇談会を開催 合併に関する住民意向調査配布
21日	阿智村で、合併に関する住民意向調査回収
27日	阿智村で、合併に関する住民意向調査公開開票
6月10日	阿智村・清内路村合併協議会設置議案の議決（両村議会）
16日	阿智村・清内路村合併協議会の設置に関する協議書調印 第1回 阿智村・清内路村合併協議会

今後のスケジュール — 合併は平成21年3月31日を予定 —

日 程	全体日程	協 議 会	議 会
平成20年 6月	各村法定協議会設置議会議決（10日）		6月議会 各村法定協 設置議決
	法定協議会設置（16日）	法定協設置協議書調印 第1回法定協議会（16日）	
	<6月～8月初 計画案作成>		
7月	合併市町村基本計画の県事前協議	第2回法定協議会（基本計画案協議）	
		第3回法定協議会（協議項目協議）	
8月	合併市町村基本計画の県正式協議	第4回法定協議会（基本計画決定）	
		第5回法定協議会（協定書案協議）	
9月	合併協定調印 各村合併議会議決	第6回法定協議会、調印式	9月議会 各村合併 議決
	合併申請		
10月	県・国での合併手続き ・県廃置分合議会議決 ・県知事決定 ・廃置分合届出 ・国告示	法定協議会 ・任意協議会協議事項確認・承認 ・新村基本計画決定 ・協議会の広報 （ホームページ、協議会だより等）	12月議会
11月			
12月			
平成21年 1月			
2月			
3月	新 村 誕 生		3月議会

阿智村「清内路村との合併に関する住民意向調査」結果

- 調査票発送 5月7日、回収 5月21日、公開開票・集計 5月27日
- 調査対象者 阿智村に住所のある人（永住外国人も含む。）で、平成20年4月1日現在で18歳以上の人。

<実施状況>

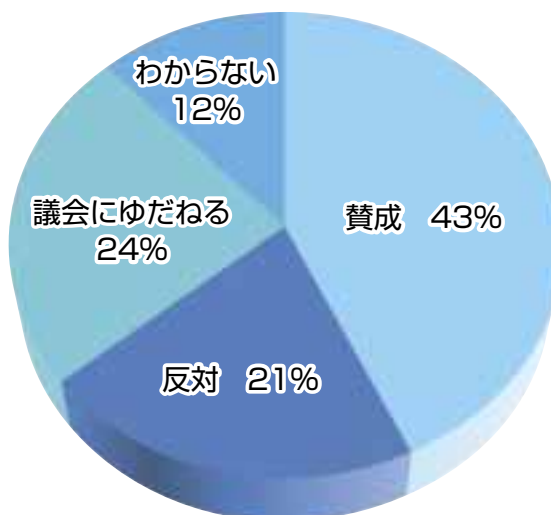
調査対象数	5,335人
回収総数	4,781人
回収率	89.62%

有効回答数	4,730票
無効回答数	51票

賛成	2,043票 (43.19%)
反対	979票 (20.70%)
議会にゆだねる	1,141票 (24.12%)
わからない	567票 (11.99%)

※カッコ内は有効回答数に占める割合

阿智村住民意向調査結果割合



清内路村「阿智村との合併の賛否を問う住民投票」結果

- 4月23日告示 5月4日投票（期日前投票4月24日～5月3日）、即日開票
- 投票資格者 清内路村に住所のある人（永住外国人等も含む。）で、平成20年4月1日現在で18歳以上の人。

<実施状況>

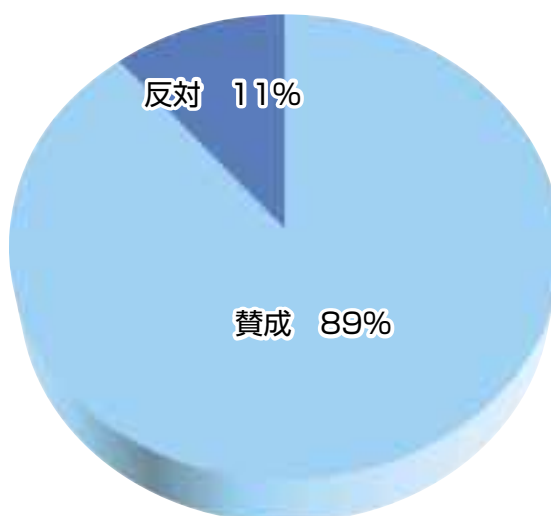
有資格者数	595人
投票者数	551人
投票率	92.61%

有効票数	544票
無効票数	7票

賛成	483票 (88.79%)
反対	61票 (11.21%)

※カッコ内は有効票数に占める割合

清内路村住民投票結果割合



阿智村「清内路村との合併に関する住民意向調査」 清内路村「阿智村との合併の賛否を問う住民投票」

結果

阿智村・清内路村任意合併協議会での協議終了後、4月から5月にかけて、両村で協議内容や合併した場合の財政の試算などについて説明会が開催され、その後、清内路村では住民投票が、阿智村では住民意向調査が実施されました。

阿智村・清内路村任意合併協議会 事務事業一元化協議結果

任意合併協議会では、両村で水準が異なる行政サービスと行政負担を、合併時にどう取り扱うかを協議しました。ここでは、協議された135項目全ての協議結果を掲載しています。

協議においては、両村で水準が異なる場合には合併時に阿智村に合わせることを原則としましたが、特別な理由によりただちにあわせることが適当でないサービス・負担については、経過期間を設けた上で清内路地区は現行水準のままとする場合があります。

なお、今回の合併では、阿智村住民の負担は変わりません。

※サービスの負担額等は、平成19年度又は18年度決算の数値を元に算出しています。

連番	コード 協議項目 事業No.	協議項目 (事務名)	細目No.	細目 (事業名)	概要		協議結果
					阿智村	清内路村	
1	1	合併の方式		—	—	—	阿智村への編入合併とする。
2	2	合併の期日		—	—	—	平成21年3月31日とする。
3	3	新村の名称		—	—	—	「阿智村」とする。
4	4	新村の事務所の位置		—	—	—	阿智村駒場483（現在の阿智村役場）とする。
5	5	財産の取扱い		山林の取扱い	・村有扱いの区有林あり ・村有林面積：889ha	・村有扱いの区有林、学有林（中学校の実習林）あり ・村有林面積：200ha	清内路村の村有林は、阿智村に引き継ぎ、その一部区有林等については清内路地区の財産とする。
6	6	議会の議員の定数及び任期の取扱い		—	【合併新法による特例】 ・定数特例…編入をする市町村の条例定数（合併前の定数）に人口比率を乗じて得た数を編入される市町村ごとに選挙区を設けて増員選挙を行う。 【「合併新法による特例」による場合の合併後の一般選挙の特例】 ・合併後、最初に行われる一般選挙により選出される議員の任期相当期間についても、編入合併特例定数を適用し、編入される合併関係市町村の区域ごとに選挙区を設け、一般選挙をすることができる。		合併特例法の「定数特例」を適用し、合併時に清内路の選挙区を設け、増員選挙を行う。（1回のみ）（合併時、阿智村の議員定数が現状の16人であれば、定数は2人の計算となる） ※定数は平成20年3月現在
7	7	農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い			委員数：16人（選挙12人、議会推薦3人、農協理事1人） なお、この他に合併特例により浪合地区からH19.7まで2名存在 報酬年額：会長 469千円 会長代理333千円 委員 319千円	委員数：7人（選挙5人、議会推薦1人、農協理事1人） 報酬年額：会長 71千円 会長代理59千円 委員 53千円	合併の特例に関する規定を適用し、次回の任期まで（平成23年7月）清内路地区で1名選出し在任する。
8	8	地方税の取扱い		地方税	個人村民税 法人村民税（資本金等1億円未満の法人について12.3%、それ以外の法人14.5%） 固定資産税1.4% 軽自動車税 たばこ税 入湯税	個人村民税 法人村民税 13.7%（超過税率） 固定資産税 1.7% 軽自動車税 たばこ税	阿智村に合わせる。（固定資産税については標準税率となるため清内路村の税負担は合併により下がる）
9	9	一般職の職員の身分の取扱い	1	身分の取扱い方針	条例定数：105人 実職員数：94人	24人 14人	清内路村の職員は、全て阿智村の職員として引き継がれ、職員の任免、給与その他の身分について公正に扱われます。定員適正化計画を作成し、定員管理の適正化に努める。
10			2	職員の定年	—	—	阿智村の要綱を適用する。
11			3	設定給料表	—	—	阿智村の給料表を適用する。
12			4	給料及び手当の種類	—	—	阿智村の制度を適用する。

連番	コード 協議項目 事業No.	協議項目 (事務名)	細目No.	細目 (事業名)	概要		協議結果	
					阿智村	清内路村		
13	10	特別職の身分の取扱い		—	編入合併では、阿智村の特別職の身分はそのままであり、清内路村の特別職はその身分を失う。		清内路村の常勤特別職(村長・副村長・教育長)の取扱いについては、その身分を失う。 行政委員会(教育委員・選挙管理委員・監査委員・固定資産評価審査委員)については、清内路村の委員は合併時点で失職し、各委員の任期終了後は、新村の中から選出する。参与はかない。	
14	11	条例、規則等の取扱い		—	—	—	阿智村の条例・規則を基本とし、各協議項目の調整方針に基づき調整する。	
15	12	事務組織及び機構の取扱い	1	清内路村役場の取扱い	—	—	清内路村役場は支所とし、支所長、自治会・公民館、窓口の3名体制とする。浪合支所を見直す2年後に併せて清内路の支所機能の再検討を行う。	
16			2	総合計画策定	第5次総合計画を策定中 H20~29	村づくり指針 H19~28	阿智村の第5次総合計画に清内路振興計画を付け加える。	
17			4	行政改革	阿智村集中改革プランを策定済み	清内路村集中改革プランを策定済み	合併時に新たに集中改革プランを作成し、適正な定員数を設ける。	
18			5	指定金融機関等について	みなみ信州農業協同組合	みなみ信州農業協同組合	阿智村の取扱いとする。	
19			6	特別会計の設置に関する事	各村の特別会計の違いは、阿智村の温泉特別会計のみ。(H19年度末廃止)		合併時に再編し、阿智村に合わせる。	
20			7	過疎・辺地計画に関する事	過疎 浪合地区 辺地 3地区	過疎 あり 辺地 なし	合併時に、各計画それぞれ新村に引き継ぐ。(合併後も清内路地区は過疎地域と見なされ過疎法の適用は継続する)	
21			13	一部事務組合等の取扱い	広域行政に関する事	各村とも下伊那郡西部衛生施設組合と南信州広域連合の構成団体。		新村として継続する。(清内路村が加入している一部事務組合について合併の前日をもって脱退する。)
22	14	使用料、手数料等の取扱い	村営住宅ほか	阿智:公営住宅94戸、特定公共賃貸住宅22戸、地域活性化住宅4戸、若者定住促進住宅18戸、その他住宅33戸 総計176戸 (家賃3,600~40,000円)	公営住宅31戸、若者定住促進住宅12戸、その他住宅(空屋改修)1戸、総計44戸 (家賃5,000円~30,000円)	住宅使用料は、各住宅とも現状の額とする。		
23	15	公共的団体等の取扱い	公共的団体	安協、体協、観光協会、商工会、女性団体、高齢者クラブ、日赤奉仕団等	安協、体協、商工会、女性団体、老人クラブ、日赤奉仕団等	原則阿智村に統合する。		
24	16	補助金、交付金等の取扱い	1	商工・観光関係事業(商工資金利子補給事業ほか)	不況対策特別資金 借入金の年利2.0%以内を5年間利子補給	借入金額に対し、初年度元金の1%、2年目元金の0.5%を2年間利子補給	阿智村に合わせる。	
25			2	商工・観光関係事業(商工業振興資金)	信用保証協会制度融資で各村とも同様		阿智村に合わせる。	
26			3	農林関係事業(有害鳥獣防除対策)	購入金額の1/2以内補助(上限 個75、共300千円)	購入金額の1/2以内補助(上限50千円)		阿智村に合わせる。
27			4	農林関係事業(有害鳥獣捕獲駆除)	猟友会に対する報償種類により1~60千円	猿以上の大型獣 20千円		阿智村に合わせる。
28			5	有害獣総合対策	—	資格取得経費補助		阿智村においても継続する。
29			6	老人クラブ補助	連合会、16単位クラブに対する補助	連合会、2単位クラブに対する補助		クラブの統合を行い、合併時に阿智村に合わせる。
30	17	住所表示の取扱い		—	—	阿智村の区域・名称についてはそのままとする。清内路村は全域を「清内路」とする。(例：阿智村清内路〇〇番地)		

連番	コード		協議項目 (事務名)	細目 No.	細目 (事業名)	概要		協議結果
	協議 項目	事業 No.				阿智村	清内路村	
31	18		慣行の取扱い	1	村章	—	—	村花、村木について阿智村に追加する。
32				2	村花、村木、村鳥	福寿草・れんげつつじ 栃の木・しらかば うぐいす	しだれざくら なら	
33				3	宣言	10宣言	6宣言	
34				4	村民憲章	S61制定	制定なし	
35	19		国民健康保険事業 の取扱い	1	国民健康保険運営協議会	委員9名 (任期：H20. 11. 30)	委員6名 (任期：H20. 12. 31)	合併時に再編する。(清内路村の協議会は 廃止する。)
36				2	当初賦課事務	納期：年10回 賦課方法：4方式 一人当たり調定額： 57,863円	年12回 3方式 42,726円	阿智村の基準に統一する。
37				3	国民健康保険財政調整基金	基金 149,650千円	基金 47,175千円	阿智村に引き継ぐ。
38				4	出産、葬祭に関する給付	出産育児一時金35万円 葬祭費3万円	35万円 1万円	阿智村に合わせる。
39				5	特定保健指導事業	H20より	H20より	阿智村に合わせる。
40	20		介護保険事業の取扱い	—	介護保険関係の主な相違点 保険料基準額：49,200円 普通徴収：10期(5～2月)	54,000円 12期(4～3月)	阿智村に合わせる。	
41	21		消防団の取扱い	非常備消防事業	分団数：7分団 現団員：266名 退団年齢：37歳 出動手当：6,500円	1分団 48名 40歳 3,000円	阿智村に合わせる。なお、退団年齢については、団員数を考慮し、2年間で段階的に阿智村に合わせる。詳細は消防委員会で検討。	
42	22		行政区の取扱い	—	54部落	24組	現在の阿智村の部落体制に清内路地区で編成する9部落を追加する。	
43	23		諮問機関の取扱い	—	—	—	合併時に再編する。(清内路村の諮問機関は廃止する。)	
44	24		情報基盤整備の取扱い	—	全域でFTTH方式で構築 浪合地区は別施設で運用	H20又はH21に、阿智村の設備をできるだけ共用する形で整備予定	阿智村に合わせる。	
45	25		地域自治組織の設置の取扱い	—	7自治会	2つの区会 自治組織立ち上げを研究中	合併時に清内路地区で一つの自治会を立ち上げ、阿智村の組織に追加する。	
46	26		清内路中学校の後利用	—	—	H22年4月に清内路中学校が阿智中学校に統合されるのに伴い、校舎等の後利用について研究する委員会を20年度に設置する。	合併後に協議会をもち方向を決定する。	
	27		各種事務事業の取扱い					
47	27	4	電算システム事業	税務関係電算処理	法人住民税一部電算委託 地積管理システム運用中	法人住民税は電算委託されていない。	合併にあわせて税務関係電算システムの統合を図る。法人税についても、事務事業効率化のため電算委託する。地積図管理システムについては、合併後数年を目途に阿智村のシステムに合わせる。	
48	27	7	消防防災関係事業	防災無線	固定系 S63整備 アナログ方式 移動系 S63整備 アナログ方式	固定系 S62整備 アナログ方式 移動系 S62整備アナログ方式	阿智村に合わせる。	
49	27	8	公共交通	巡回バス・コミュニティバス運行事業	巡回バス運行 委託先：伍和産業 西部地区コミュニティバス 運行補助金	巡回バス運行 委託先：伍和産業 西部地区コミュニティバス 運行補助金	当面は現状とし、阿智村の新交通システムの研究に合わせ調整する。	
50	27	10	窓口業務関係	証明書の交付	平日：20:00まで 土日祭日：8:30～12:00 手数料：公的年金証明 無料	行っていない。 200円(他は阿智村と同じ)	支所については、時間外、土日祝祭日は閉庁となる。(日・宿直は置かず、不在となるため本所対応となる)	

連番	コード 協議項目 事業No.	協議項目 (事務名)	細目 No.	細目 (事業名)	概要		協議結果
					阿智村	清内路村	
51	27	11		し尿収集運搬事業	汲み取り料190円	190円	阿智村に合わせる。
52			1	国保保健事業	H20より 特定保健指導開始	H20より 特定保健指導開始	阿智村に合わせる。
53			2	基本健康診査 (健康診断)	H20より 後期高齢者検診開始	H20より 後期高齢者検診開始	阿智村に合わせる。
54			3	がん(子宮がん・ 乳がん)検診	個人負担 子宮がん：1,000円 乳がん：2,000円 マンモグラフィー検診：2,000円 胃がん：1,500円 大腸検診：500円 前立腺検診：600円 C型肝炎：600円	子宮がん：1,000円 乳房・甲状腺検診：1,000円 マンモグラフィー検診：2,000円 胃がん：1,000円 大腸検診：500円 前立腺検診：500円 肺がん・結核：なし 肺がんCT：2,500円 骨検診：500円	阿智村に合わせる。
55	27	12	4	人間ドック・脳 ドック	個人負担： 検査料金の3割(助成は7割 で上限3万円) ※国保で対応	人間ドック：15,000円 脳ドック：7割(助成は3割 で上限30,100円)	阿智村に合わせる。
56			5	検診結果報告会	保健師、栄養士による個別相談	保健師、栄養士による個別相談	阿智村に合わせる。
57			6	機能訓練	リハビリ教室、いきいき教室	リハビリ教室	阿智村に合わせる。
58			7	地区組織活動	保健委、食生活改善推進委	衛生委	阿智村に合わせる。
59			8	母子保健事業	不妊治療補助あり	左記以外は同様に実施	阿智村に合わせる。
60			9	健康相談・訪問指導	一般健康相談	一般健康相談、訪問指導	阿智村に合わせる。
61			10	インフルエンザ予 防接種	対象・場所・個人負担 65歳以上・希望する医療機 関・2,000円/回	65歳以上・希望する医療機 関・2,000円/回	阿智村に合わせる。
62	27	13		診療所	診療所運営 伍和・智里東・智里西・浪合 診療所 計4	国保・国保上診療所 計2	現行どおり新村に引き継ぐ。(清内路村の 診療所はそのまま維持する。)
63			1	障害者計画	計画あり	計画あり	阿智村に合わせる。
64			2	身体障害児(者) 日常生活用具給 付事業	利用者負担 1割	利用者負担 1割	阿智村に合わせる。
65	27	17	3	障害者福祉事業 身体障害児(者) 補装具給付事業	利用者負担 1割	利用者負担 1割	阿智村に合わせる。
66			4	重度障害者等通 院助成事業	施設入所者：2,000～5,000円 通所、通園者：15,000円	交通費の1/2を助成	阿智村に合わせる。
67			5	緊急通報システ ム設置事業	個人負担200円	個人負担1,000円	阿智村に合わせる。
68	27	18	1	高齢者福祉事業 長寿祝い金・敬 老大会	祝金⇒米寿・90歳以上に敬老 祝券 自治会ごとに実施(村から1 人1,500円補助)	祝金⇒喜寿・米寿・白寿に記 念品 村で実施(200千円)	阿智村に合わせる。
69			2	老人クラブ	15単位クラブ 補助金：1,287千円	2単位クラブ 266千円	両村の高齢者クラブは統合する。
70	27	19		児童福祉事業 学童保育	個人負担 通年者月3,000円 夏休み 5,000円	30分100円	3年以内に阿智村に合わせる。
71			1	保育所管理運営 事業	箇所：6 措置児童：206名	1(へき地保育所) 18名	清内路村の保育園は存続する。
72			2	保育料、保育料の 減免	保育料の例 第4階層-1 15,300円 浪合第4階層 10,000円	11,000円	阿智村に合わせる。
73	27	20	3	保育事業 延長保育事業	100円/30分	100円/30分	阿智村に合わせる。
74			4	一時保育事業	例：3歳以上児 1日1,800円、1時間300円	H20から実施予定	阿智村に合わせる。
75			5	障害児保育事業	伍和で実施	実施	阿智村に合わせる。

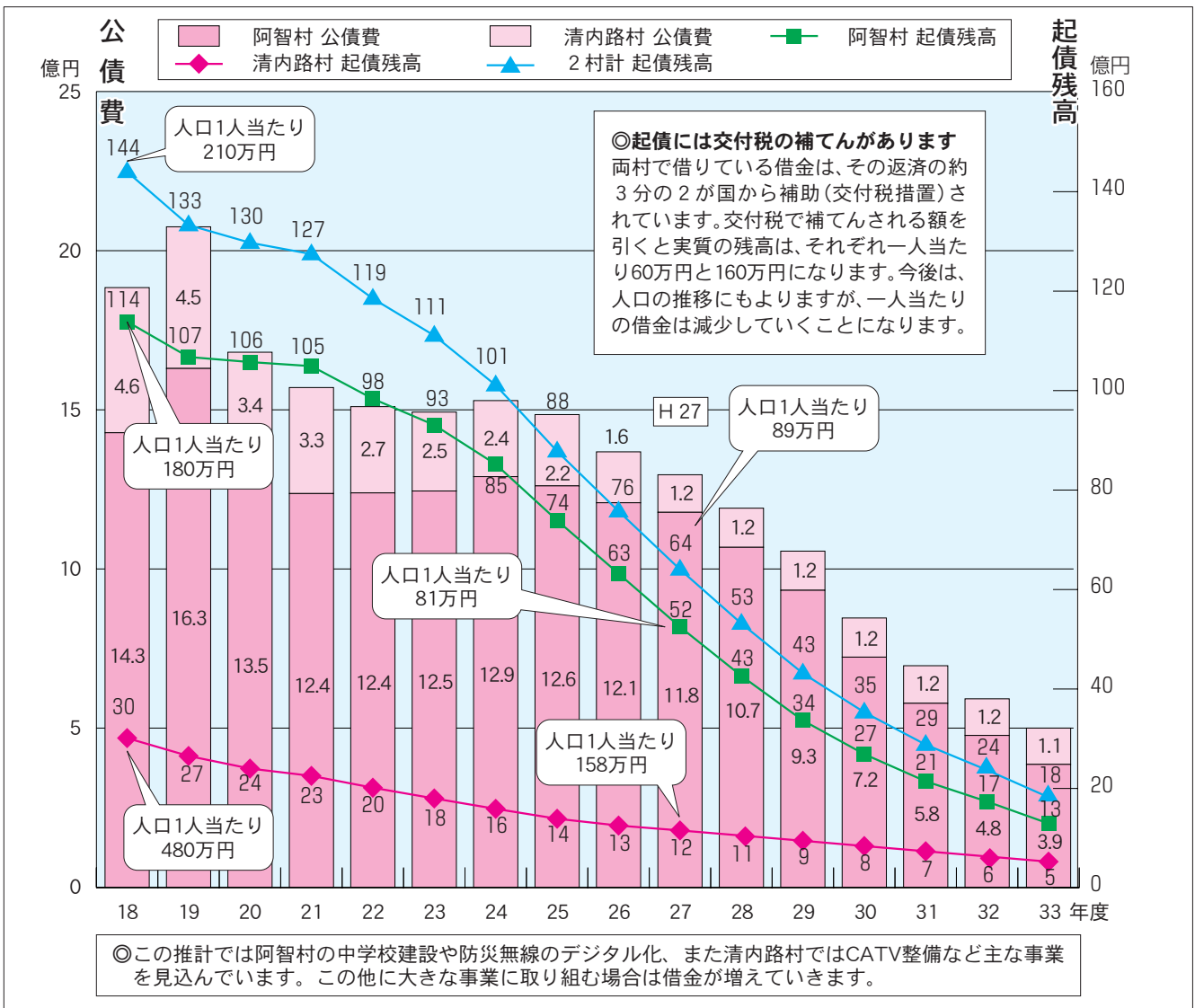
連番	コード		協議項目 (事務名)	細目 No.	細目 (事業名)	概要		協議結果
	協議 項目	事業 No.				阿智村	清内路村	
76	27	22	その他福祉事業	1	日赤奉仕団事業	社協に委託	役場民生課で実施	阿智村日赤奉仕団として統合する。
77				2	障害者福祉事業 (在宅介護支援センター)	自立生活支援センター	役場民生課で実施	基幹在宅介護支援センターとして阿智村のセンターを位置付ける。
78				3	社会福祉協議会 活動補助	活動補助金 8,000千円	970千円	社会福祉協議会は合併時に統合し、組織再編する。事業の再編を行い、経営体質強化を図る。
79				4	福祉医療費給付 事業	村単で小・中学生、精神障害者、特定疾患認定者対象	村単で小・中学生	阿智村に合わせる。
80				5	介護者休養支援 事業	介護者4・5の在宅高齢者等に介護している者に対し、疲労を回復するための休養サービスを提供。代替介護、温泉入浴券、村単短期保護、鍼灸マッサージを年間12万円まで利用できる。	—	阿智村に合わせる。
81				6	祝金事業	出産祝い金：第3子から10万円給付 ※H20から第1子から5万円とする	出産祝い金：1子につき10万円給付 結婚祝い金：1組につき10万円給付	阿智村に合わせる。
82				7	授産施設の運営	施設数1、定員30名、職員数7名（別に浪合施設あり）	—	阿智村に合わせる。
83	27	23	健康づくり事業	1	水中運動教室	月4回	阿智村の教室に登録参加	阿智村に合わせる。
84				2	健康教室	病態教室、健康相談、講演会	病態教室、学習会、運動指導教室	阿智村に合わせる。
85	27	24	ごみ収集運搬業務事業	1	ごみ排出・収集運搬体制	各村とも民間業者委託・西部衛生施設組合委託、直営収集、集団回収の4種類	阿智村に合わせる。	
86				2	燃やすごみ収集事業	収集方法 西部衛生施設組合へ委託	直営収集・直営搬入	阿智村に合わせる。
87				3	生ごみ収集事業	各村とも西部衛生施設組合へ収集運搬委託	阿智村に合わせる。	
88				4	資源集団回収奨励金事業	集団回収する団体に奨励金交付	—	資源集団回収の品目、奨励金制度を阿智村に合わせる。
89				5	指定袋等の制度及び販売店登録	不燃ごみの例 専用袋800円 販売店 6店舗	専用袋800円 2店舗	阿智村に合わせる。
90				6	廃棄物集積施設設置事業	設置管理する部落に補助	制度なし（村が設置）	阿智村に合わせる。
91	27	25	環境対策事業	不法投棄監視員設置事業	計6名配置	—	阿智村に合わせ、清内路村でも1名監視員を設置する。	
92	27	26	農林関係事業	1	地産・地消事業	実施（大豆・そば他）	県伝統野菜に認定された4品目等の保存支援	阿智村に合わせる。清内路の伝統野菜については阿智村の条例に追加する。
93				2	地域営農集団推進事業	地域営農集団推進事業	中山間地域農業直接支払事業	阿智村に合わせる。
94				3	有機活用農業推進事業	営農支援センター運営	—	阿智村に合わせる。
95				4	経営支援	農業振興事業補助金	—	阿智村に合わせる。
96				5	農林業推進事業	農業振興計画、林業振興計画あり	林業振興事業補助金	阿智村に合わせる。
97				6	グリーンツーリズム推進事業	—	補助制度あり	阿智村でも制度をつくり統合する。
98	27	27	商工・観光関係事業	1	ふるさと村自然園の取扱い	—	指定管理者制度導入 契約期間 H22年度まで 地域貢献費200万円/年受領	契約更新時までに再検討する。
99				2	南信州観光公社に関すること	出資金：100万円	30万円	新村で130万円（両村合算額）を出資し、継続する。

連番	コード 協議項目 事業No.	協議項目 (事務名)	細目No.	細目 (事業名)	概要		協議結果		
					阿智村	清内路村			
100	27	27	3	観光宣伝及び紹介に関すること	観光協会補助金23,500千円 (朝日神温泉エリアサポート補助3,000万円)	観光協会はH19組織改変補助金なし	両村の観光協会において協議する。		
101					4	企業立地促進	工場新增設の奨励制度あり	—	阿智村に合わせる。
102	27	28	28	勤労者・消費者関係事業	消費生活に関する事務	消費生活相談	消費生活相談	阿智村に合わせる。	
103	27	29	1	建設関係事業	道路用地地元補助	用地補償した地元に対する補助あり	—	阿智村に合わせる。	
104					2	土地改良事業	補助制度あり	—	阿智村に合わせる。
105					3	道路除雪	出動基準は県に準じる 地元施行に対する補助あり	出動基準は県に準じる 地元を除雪機械を貸与、燃料費のみ支給	現状のまま継続する。
106					4	道路維持補修	各村とも地元住民の労務提供、	村の資材費負担の制度あり	阿智村に合わせる。
107					5	道路改良・舗装	—	—	阿智村に合わせる。
108	27	30	1	上下水道事業の 取扱い	村営水道事業 (水道料金)	標準家庭(4人30㎡)の比較 ⇒ 3,965円/月	3,500円/月	阿智村に合わせる。	
109					2	村営水道事業 (新規加入の取扱い)	加入者負担金(13mmの場合) 84,000円 給水工事負担金 地区により55千円~250千円 +実費	100,000円 規定なし	阿智村に合わせる。 清内路村の給水工事負担金については実費とする。
110					3	村営水道事業 (会計事務)	料金徴収システムに若干の違いがあるが、2ヶ月徴収などの方法は同じ。	—	合併時に調整する。
111					4	合併処理浄化槽 設置整備事業	水質処理基準や設置補助(分担金)制度に両村の違いがある。	—	現状のまま新村に移行する。
112					5	合併処理浄化槽 保守管理事業	負担金40万円で村と保守管理委託を締結。その他は個人管理	全て個人管理	現状のまま新村に移行する。
113					6	下水道事業(事業及び財政計画)	特定環境保全公共下水 農集排	農集排	現状のまま新村に引き継ぎ、2年後に見直す。
114					7	下水道事業(下水道使用料)	従量制	定額制	2年間の経過措置後に阿智村の負担水準に合わせる。
115					8	下水道事業(新規加入の取扱い)	専用住宅の分担金 40万円 工事申請等にかかる手数料あり	37万円 なし	現状のまま新村に引き継ぎ、2年後に見直す。
116					9	下水処理施設排水設備資金 融資利子補給金交付事業	制度あり	—	現状のままとし、見直しをするまでは清内路は該当とならない。
117					10	下水道事業(会計事務)	料金計算システムに若干の違いがある。	—	合併時に適正な方法とする。
118	27	31	31	小中学校の通学区域	学校管理	小学校4(4校区) 中学校2(2校区) H23に中学校統合	小学校1(1校区) 中学校1(1校区) 中学校はH22に阿智中学校に委任	合併時、2村の小学校は現状どおり新村に移行する。ただし、中学校についてはH22に阿智中学校に統合する。	
119	27	32	32	学校教育事業	1	学校給食	共同調理場による自校給食。 職員は正規5名、嘱託1名。 パート1名。1食あたり小学生 240円、中学生290円	阿智村共同調理場へ委託 (200万円)	合併時、阿智村に統合する。
120					2	外国青年招致事業	外国青年(AET)を中学へ 派遣(JETプログラム)	ELTによる英語教育を中学校と小学校で実施	教育委員会で調整する。
121					3	視察、交流学習	激戦地・被災地視察	豊山町交流事業 清内路'sイングリッシュサマー キャンプ	豊山町交流事業については継続するが公費の支出については見直す。 サマーキャンプについては、合併時に教育委員会で検討する。
122					4	スクールバス運行事業	小・中学校で各1台	小・中学校で1台	現行のとおりとする。

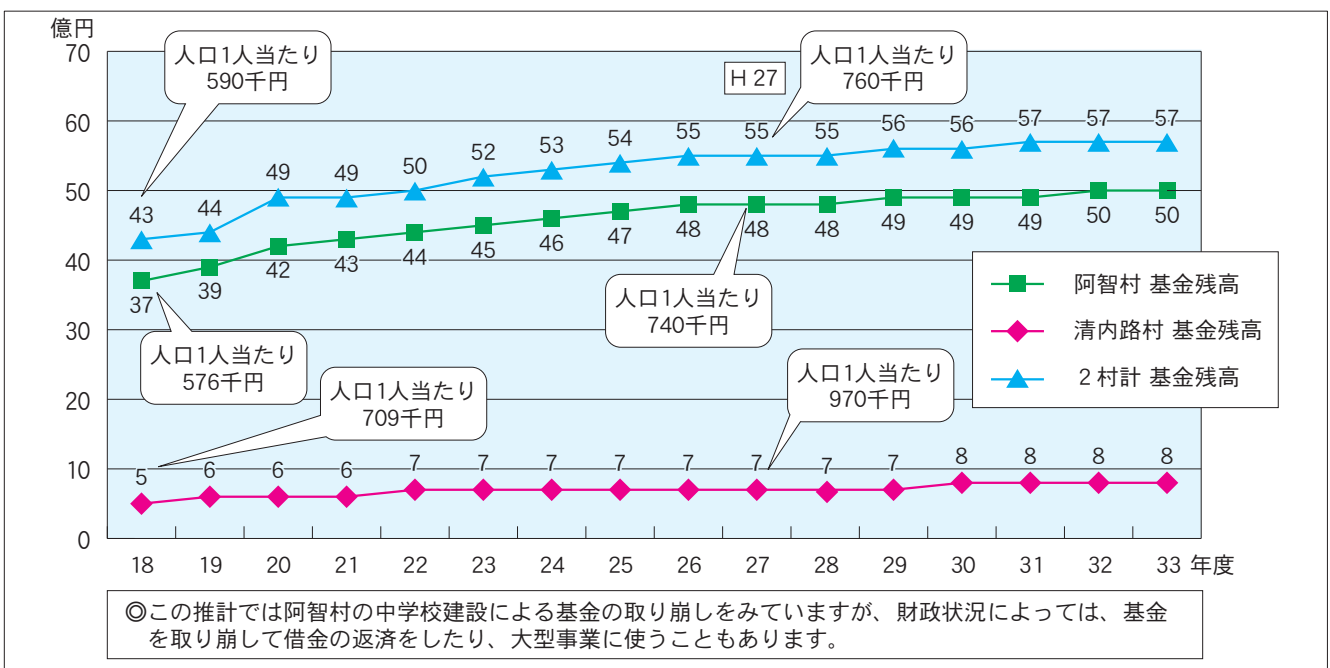
連番	コード 協議項目 事業No.	協議項目 (事務名)	細目No.	細目 (事業名)	概要		協議結果
					阿智村	清内路村	
123	27 33	文化振興事業	1	文化財指定	補助金 所有者の修理・復旧の経費 (多額)の一部を補助	補助金 清内路手づくり花火伝承補助 金交付(1団体60万円以内)	清内路村の指定文化財については阿智村に 引き継ぐ。
124			2	文化財保護委員	10名	5名	清内路地区に1名増やすかどうか、教育委 員会で検討する。
125		社会教育事業	1	健康教室、高齢者 の生きがい、健 康づくり	保健センターと共催	民生課・社協で対応	阿智村に合わせる。
126	27 35		2	公民館	中央公民館と5つの地区館を 設置 館長(非常勤)館長選任委員 の選任により地区館長を選出 し、地区館長同士の話し合い により中央館長を選出する。 報酬年間296,000円 任期 2年間 企画委員10名 報酬年間12,000円 専門部(学習文化部・体育 部・広報部)15名 報酬年間22,000円 部落館長(部落長) 部落主事 報酬年間10,000円 公民館主事 一般職員を配置 地区館主事(非常勤) 報酬年間297,000円	清内路公民館と2地区に分館 を設置 館長(教育長兼務) 分館長2名 (報酬年間60,000円) 分館主事2名 (報酬年間50,000円) 分館書記4名 (報酬年間40,000円) 分館役員は本館役員を兼務 公民館主事 一般職員を配置(兼務)	清内路公民館は阿智村公民館の地区館とす る。役員の扱いについては阿智村に合わせ る。
127			3	図書室	中央公民館図書室 蔵書 33,000冊 開館時間9:30~18:00 (金~20:30、土日~17:00) 地区公民館図書室あり	蔵書 約3,400冊 8:30~17:00 分館図書室あり	阿智村に合わせる。
128			4	成人式・文化祭	成人式 前年度中に20歳を迎えた村民、 阿智中学校卒業生の成人を祝 う。毎年5月3日 文化祭 毎年11月社会教育団体活動 発表の場	成人式 前年度中に20歳を迎えた村民、 清内路中学校卒業生の成人を 祝う。毎年8月15日 文化祭 さわやか祭りと文化祭を毎年 交互に開催	阿智村に合わせる。
129			5	スポーツ組織・ 行事	体育協会活動支援補助金 580,000円 社会教育委員 10名 公民館運営審議委員 体育指導員 6名 各種イベント	体育協会活動支援補助金 14,900円 社会教育委員 5名 公民館運営審議委員 体育指導員 1名 各種イベント	阿智村に合わせる。
130			6	海外派遣ホーム ステイ事業	対象:中学生15名 経費の1/2補助	休止中	阿智村に合わせる。
131	27 37	若者定住促進	若者定住促進事 業	若者定住促進住宅新增改築 等支援金、用地取得支援金、空 き家取得支援金	—	阿智村に合わせる。	
132	27 38	選挙関係事業	投票区・開票区 不在者・期日前投 票	投票区15箇所 開票区 1箇所 場所 コミュニティ館	2箇所 1箇所 役場	清内路地区の投票区は2カ所とし期日前投 票所は設けない。	
133	27 39	監査	監査委員	委員数2名 (見識者1名、議会選出1名) ※行政観察員1名	委員数2名 (見識者1名、議会選出1名)	清内路村の監査委員は合併時に失職となる。	
134		その他事業	1	村づくり支援	持続可能な発展の村づくりの ために、村民が自発的に行う 事業への支援	村民が自発的に行う地域づく り事業への支援 限度額10万円	阿智村に合わせる。
135	27 40		2	ぬくもりの田舎暮 らし推進事業	—	空家の改修、廃棄経費に補助 し、有効活用を行う事業 対象事業費の1/2以内、5万円 上限	清内路の制度を引き継ぎ、阿智村でも新た な制度を考える。

■阿智村・清内路村の財政のすがた

公債費（借金の返済額）と起債（借金）残高の推移 [全会計]



基金（貯金）残高 [全会計]



■阿智村・清内路村の合併後の財政状況（試算）

試算の考え方・前提条件

○試算の期間は、平成17年度～平成33年度（合併想定年度は平成20年度末）としました。

○各村の財政運営を継続する場合の財政見通しの単純計をベースとして、合併に伴う変動要素を加味しました。



<具体的な試算条件は次のとおりです。>

☆歳入は各村同様の方法で見込み、歳出は現行の住民負担や行政サービスを継続する場合の見通しを試算

（現阿智村は、旧浪合村との合併による普通交付税の算定方法の特例（合併算定替）による10年間+5年間で考慮し算定。

※特例期間の終わる平成33年度には一本算定で算出した数値となる）

☆繰越金の2分の1を翌年度基金に積立

☆合併に伴う変動要素は、次のとおり試算

- ・普通交付税の算定方法の特例（合併算定替）については、合併後7年間は各村試算値の合算額とし、その後5年間で1億2千万円を縮減すると仮定
- ・その他合併に対する財政支援措置（県の補助金を除く）を加味。
- ・歳出削減については、人件費（特別職・村議会議員等）、物件費、補助・負担金等に係る経費の減を想定

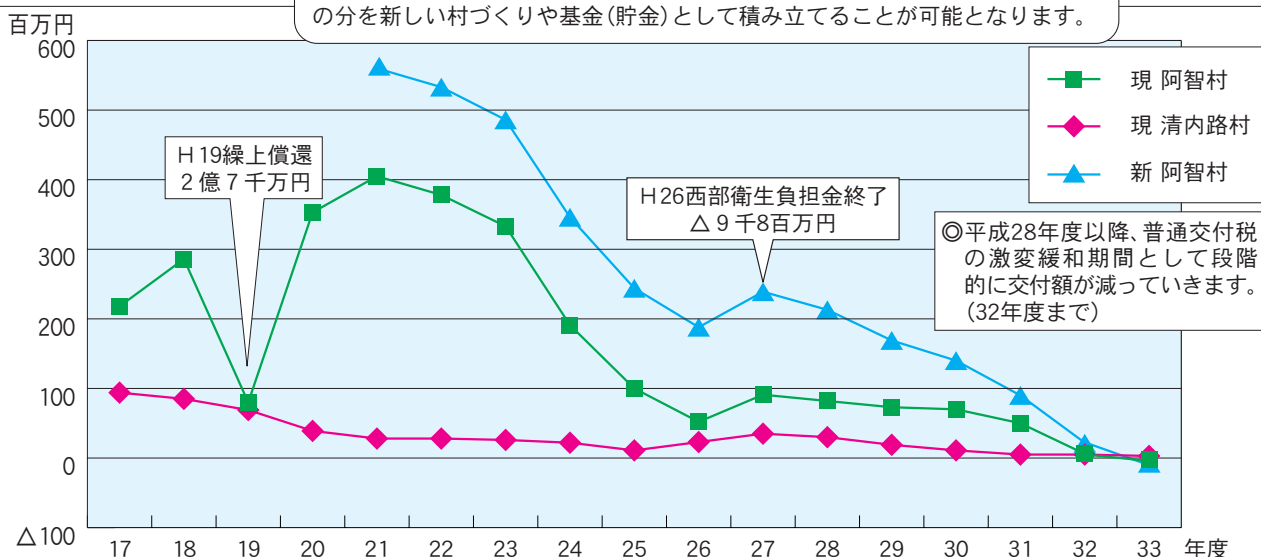
☆行政運営の中心となる「普通会計」について作成

収支（歳入歳出差引額）の推移 ～試算結果～

（単位:百万円、単年度収支）

年 度	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33
現 阿智村	218	286	80	353	405	378	333	191	100	52	91	82	73	70	50	6	△5
現 清内路村	94	85	69	39	28	28	26	22	11	23	35	30	19	11	5	5	3
2村単純計					433	406	359	213	111	75	126	112	92	81	55	11	△2
影 響 額					127	127	127	133	133	113	113	101	77	59	35	11	△1
新 阿智村					560	533	486	346	244	188	239	213	169	140	90	22	△3

合併することにより『新阿智村』では、この間に累積11億円以上の黒字となり、その分を新しい村づくりや基金（貯金）として積み立てることが可能となります。



この試算は一定の条件の基での推計であり、条件が変われば良くも悪くも変動するものです。特に、収入の多くを占める地方交付税の動向により、財政運営は大きく左右され試算結果は大きく変わっていきます。

国・県の財政支援措置

種 類	財政支援措置（〈 〉は措置額の試算値）
地 方 債	合併推進債（充当率90%、交付税算入率40%）
地 方 交 付 税	普通交付税（算定方法の特例－合併算定替－） 合併後7年間は、合併がなかったものと仮定して、毎年度旧村ごとに算定した額の合算額が保障され、その後5年間かけて新村としての算定額まで縮減される。 普通交付税（合併直後の臨時的経費）〈5か年で約1.3億円〉 特別交付税（合併移行・準備経費の2分の1等）
補 助 金	長野県の新市町村合併特例交付金（10年間で2億円）

合併に伴う経費削減について（前ページの試算に反映したもの）

（1）合併により削減される歳出経費

2村が合併した場合に必然的に削減できる経費として、次のものを見込みました。

（各村の現時点での行革等による経費削減については、試算の基礎として反映済みです。）

項 目	内 容	年間の歳出削減額
人 件 費 の 削 減	理事者、議員（6人から2人に）、農業委員等の削減（H21～）	5,700万円
物 件 費 の 削 減	交際費・電算委託料・需用費などの縮減（H21～）	3,200万円
補助・負担金の削減	南信州広域連合ほか団体負担金の縮減（H21～）	3,000万円
計		1億1,900万円

合併により、こうした固定的な経費の負担が軽減され、合併後の13年間で約11億円程度の財政的余裕が生じることになります。合併によって生まれるこの財源は、基金積立や地域振興施策など新しい村づくりに充てることも可能です。

ただし、合併するにあたり戸籍・電算システムの統合（約1億円）など合併準備や統合による臨時的経費が必要になります。

（2）職員数について

平成20年4月1日現在の両村の職員数は、阿智村88名（医師を除く）、清内路村13名、合計で101名となっています。今回の合併での交付税の特例措置が終了する平成27年度末までに、26名が定年退職を迎えます。この間、現業職は不補充、専門職は補充、一般行政職については退職者の3分の1を目安に補充し、その時点の職員数を85名と計画しており、現在の阿智村の職員数と比べ3名下回ります。職員数については、今後、機構・業務の見直し等行政改革を進めるなかで削減に努めます。

おわりに

前ページのシミュレーションでは、歳入面で普通交付税の減額を厳しく見込んでいることもあり（15年間で△30%）新村のグラフも右下がりになり財政的余裕がなくなりますが、この間基金の蓄えは大きく上昇しており、これを財源に繰上償還等を行うことによりグラフの下落幅を緩やかにすることも十分可能です。

いずれにせよ引き続き行財政改革を行い、財政の健全化に努めなくてはなりません。

合併する場合の経費削減方法については、現在両村で実施されている住民サービスや独自の地域振興施策などの事務事業について、住民の意向に沿いながら、それぞれの村づくり計画との整合性を図り、合併協議会で検討していきます。

県知事に 合併構想策定の申入れ

6月16日に合併協議会が設置されたことから、23日には、両村の村長と議長が長野県庁を訪れ、村井長野県知事に、合併構想策定の申入れを行いました。

合併新法では、都道府県は、合併を推進する必要があると認められる市町村を対象に合併構想を定めることとされており、この構想で位置付けられた合併は、国の財政支援措置を受けることができます。



長野県では、「合併は地域が自主的・主体的に選択し決定すべきもの」とする基本姿勢から、県が独自に組み合わせを示すのではなく、合併関係市町村からの構想策定の申入れを受けて策定するとしています。

そこで、今回、県の合併構想に阿智村・清内路村の合併を位置付けるため、申入れが行われました。

長野県内では、3年前に合併新法が施行されて以降、合併構想の策定は初めてのケースとなり、県内の他の地域で進められている合併協議の先駆けとなるものとして大いに注目されています。

申入書を受け取った村井長野県知事は、県としても阿智村と清内路村の合併に向けた取組みを歓迎し、合併支援の態勢を整えていくことを約束しました。

今後、県が開催する市町村合併審議会での諮問・答申を経て、合併構想が策定される予定になっています。

新しい村づくり会議

合併後の新村の基本計画を検討するため任意合併協議会において設置された「新しい村づくり会議」は、20人の住民代表により構成され、これまで3回の会議を開催しています。

第2回の会議は5月14日に行われ、平成22年に阿智中学校に統合される清内路中学校の後利用や、子育て支援策、自治組織などについて意見交換が行われました。また、清内路村の特色を活かした地域づくりについても話し合われ、箱寿司や農家民泊、赤根大根の活用など、清内路村で始まった住民グループの活動や伝統文化を、新しい阿智村で活用していくことについても検討されました。

3回目の会議は、6月11日に行われ、両村に共通する課題となつている人口増対策について話し合われ、住む場所やインフラ整備の必要性、若者が働く場所の確保、農業振興の取組み、村外との交流の大切さなどについて意見交換が行われました。

法定合併協議会でも、新し

事務局からの お知らせ

▼6月16日に合併協議会が設置されたことから、これまでお送りしてきた「任意合併協議会だより」から「合併協議会だより」にリニューアルしました。

阿智村で実施された住民意向調査でも指摘された「新村の目指す姿が見えない村づくり会議は引き続き協議会の附属機関として位置付けられました。今後は、これまで話し合われてきた内容を、「新しい村づくり計画案」として取りまとめを行い、合併協議会に提言していくこととしています。



い」という疑問にお答えするためにも、協議会だよりは、できるだけ詳しく丁寧な情報提供を心がけてまいります。

第1号の今回は、任意合併協議会での協議結果を中心に伝えました。

ご意見などございましたら、事務局までお知らせください。

阿智村・清内路村合併協議会事務局

所在地 〒395-0303

長野県下伊那郡阿智村駒場483番地

阿智村役場内

連絡等 電話 0265-43-2220(内線270)

FAX 0265-43-3940

ホームページアドレス <http://amalgama.seinaiji.jp/>